

平成 23 年度区政運営方針（案）への意見及び対応について（意見数 21 件・意見をいただいた人数 10 名）

区 分	意見内容	意見への対応	該当課
全般	<p>基本方針・基本目標・アクションプランに賛成です。項目が多岐に亘っているので、一つ一つ達成度をフォローしていくことが大切と思います。</p>	<p>今年度も、達成状況を明らかにし着実に進めていくための数値による目標を、ほとんどの項目で掲げてまいります。</p>	<p>企画経 理室</p>
全般	<p>役所言葉で美しい装飾語が並んでいますが、全体的に絵が見えない。</p>	<p>区政運営方針本冊・概要版では、基本方針・基本目標の概要や取組項目のイメージをわかりやすく編集しました。</p>	<p>企画経 理室</p>
全般	<p>瑞穂区内でも学区により事情が違うので、学区の要望に対して区役所の各方面から人材を結集させて運営に協力すれば引いては瑞穂区の区政運営に近づいてくるのではないかと。</p>	<p>瑞穂区では、地域の皆様のご意見・ご提案などを直接お聞きする機会として、区役所のほか関係公所長を集め、原則として、各年度に2学区ずつ地域懇談会を開催しています。</p> <p>平成23年度は、高田・堀田の2学区で開催を予定しております。</p>	<p>企画経 理室 まちづ くり推 進室</p>
<p>目標 1 (魅力ある地 域づくり)</p>	<p>なかなか充実した内容が盛り込まれていて、「まちづくり」としての基本方針を感じ、高い理想の実現を感じます。その中でも「1環境に配慮した・・・」で私は活動しています。今年もまた1年間、地域委員会で決定した事業の成功を目指して頑張りたいと意欲を燃やしています。その根底にあるのは、地域連携、つまり、人と人とのふれあい（交流を通しての）助け合い、精神をつちかうことにつきます。</p> <p>※冊子の中の写真の入れ方が大変良い。</p>	<p>汐路地域委員会で決定されました事業（地域イベント秋・春の2回、汐路桜ロード（愛称）の整備、健康スペースの設置、春の道の植栽の整備）の地域予算の円滑な執行を土木事務所とともに進めてまいりますので、引き続き、ご協力をお願いします。</p>	<p>まちづ くり推 進室</p>

区 分	意見内容	意見への対応	該当課
目標 1 (魅力ある地域づくり)	<p>昨年度、地域探検隊「井戸田大山車・お囃子の由来」の推進者として</p> <p>(1)おかげさまで、平成 23 年 3 月 9 日に熱田文化小劇場で発展させていただき、その時配布した「井戸田学区の名所・旧跡めぐりの怪」にもとづき井戸田学区でのイベント「ウォークラリー」への実施・もりあげに努力したい。</p> <p>(2)歴史史実をいま少し掘り下げて調整し、データの電子化等の充実を計る。</p> <p>以上具体化にご支援をお願いします。</p>	<p>地域探検隊事業へのご協力ありがとうございました。</p> <p>当区としましては、今後も区民の皆さまのお力を借りながら、瑞穂区の魅力を発掘し発信していきたいと考えております。</p> <p>当区のウェブサイトや、各種イベントの場での発表の機会を検討して参りますので、今後ともご協力をお願いいたします。</p>	まちづくり推進室
目標 2 (防災)	<p>最近の東日本大震災から、東海・東南海・南海地震の発生が心配で、これらの災害対策を重点的に実施する必要性を痛感しています。瑞穂区内でも低地もあり、津波（15m）の被害を想定した対策が必要と思います。避難場所・方法等重点に考える必要があると思います。</p>	<p>本市においては、今回の東日本大震災を踏まえ、地域防災計画の見直しを予定しております。</p> <p>当区役所におきましては、その見直された計画をもとに、地域、関係機関・団体と連携しながら、当区での災害対策を推進していきたいと考えます。</p>	総務課
目標 2 (防災)	<p>帰宅困難者問題を早急に関係官庁・学校との会議を実施してほしい。安全に帰宅できる道路情報など。</p>	<p>区内官公所、事業所、学校、地域の代表方による帰宅困難者についての検討会を設置し、発災時にそれぞれがとるべき行動指針、一時避難施設、徒歩等による帰宅者への支援策などの検討をし、防災対応力の向上を目指してまいります。</p>	総務課 企画経理室

区 分	意見内容	意見への対応	該当課
目標 2 (防災)	<p>東海・東南海地震対応に「自助」「共助」への支援をお願いしたい。今回の大震災を受けて、従来の遊び半分の訓練から、より具体的実のある対策へ</p> <p>(1)自治会内の各世帯での「家具の転倒防止策」の実施促進（自助）</p> <p>(2)共助として、要援護者のマップ作りと支援（援護）体制の自治会内の防災組織の機能化を図る。</p> <p>以上具体化にご支援をお願いします。</p>	<p>防災訓練等各種訓練の内容につきましては、より実践的となるよう工夫していきたいと考えます。</p> <p>(1)「家具の転倒防止策」について</p> <p>本市では、普及啓発に努めていますが、耐震化促進のために、「地域ぐるみ耐震化促進支援事業」を実施し、地域単位での取り組みも支援しておりますので、ご活用ください。</p> <p>(2)共助について</p> <p>本市では、発災時に地域での助け合いができるよう、「助け合いの仕組みづくり」を推進しており、取り組みがより広がるよう、関係機関・団体と連携しながら、地域への支援を引き続きしてまいります。</p>	総務課
目標 2 (防災)	<p>やはり一番関心のあるのが、災害に強い街づくりと、災害時要援護者を支援する仕組みづくりを私たちの高田学区でも早くつくってほしいという意見が多くありました。避難所運営リーダー研修も、若い人たちも参加してやってほしいと思います。</p>	<p>当区役所では、災害時要援護者の支援として、地域における「助け合いの仕組みづくり」を推進しております。取り組みがより広がるよう、地域への支援を引き続きしてまいります。</p> <p>また、避難所運営リーダー研修につきましては、幅広い方に参加してもらえよう、事業実施に向け、検討してまいります。</p>	総務課
目標 2 (防災)	<p>東日本大地震での津波被害を考慮して、既存の災害対策マニュアルやハザードマップを改訂する必要がある。</p>	<p>現在、本市では東日本大震災を受け、想定されうる被害やそれに対応の見直しを進めているところです。当区役所といたしましては、新たに見直された被害想定や対応の指針に沿いながら、区防災体制の一層の強化を図りたいと考えております。</p>	総務課

区 分	意見内容	意見への対応	該当課
目標 2 (防災)	<p>火災原因第一の放火対策を組み入れるべきであると思います。</p>	<p>防災施策については、安心・安全で快適なまちづくり協議会などを通じて、関係公所と連携して取り組んでいるところです。</p> <p>放火対策につきましては、従来から消防局の重点施策として取り組んでおり、防災安心まちづくり部会の会合や各学区での消防訓練、秋・春の火災予防運動等の機会を捉えて広報を実施しています。今後も引き続き区民の放火防止への防火意識の向上に努めてまいります。</p>	総務課・ 消防署
目標 2 (防災)	<p>東日本大震災に思う。(地域住民の関心が強い)</p> <p>この地域、東海・東南海・南海大災害の備えは、オールジャパン的、事前の準備が必要と思われまます。</p> <p>1 人的支援 (1) ヤングパワー (2) 高齢者(瑞高会) (3) 女性会 (4) 区政協議会 (5) 新規青年+成年(20~60歳) 支援者の組織を作り上げる事がポイントです。</p> <p>2 資金面 災害復興基金 元気な時に寄附が可能なシステムを考えておく。</p> <p>3 訓練 災害対策計画を市民に共有化させて、未達成時点の訓練を行う。</p> <p>上記の意見は、運営方針この問題とは直接関係ないが、大きな住民の不安点です。</p>	<p>1 人的支援について</p> <p>災害時には、地域での助け合いが必要となり、地域の多くの方に日ごろから防災について関心を持ってもらうことが、重要だと考えます。</p> <p>当区役所においては、避難所運営リーダー研修などの事業により、災害対策について理解を深める場を確保するとともに、各種啓発も行うことで、いざという時の助け合いにつなげていきたいと考えます。</p> <p>2 資金面について</p> <p>本市全体の内容になりますので、所管局に要望していきます。</p> <p>3 訓練について</p> <p>本市の地域防災計画に基づきながら、実践的な防災訓練を行うことで、区民の方の意識の向上に努めていきたいと考えます。</p>	総務課

区分	意見内容	意見への対応	該当課
目標 2 (安全なまちづくり)	自転車利用者より、区役所の地下の自転車置き場へ入れるのは大変なので、高齢者用にどこか地上でも設けてほしいという意見がありました。	駐輪場の増設については、収容台数の不足している駅を優先して行っております。瑞穂区役所駅は収容台数に十分な余裕があるため、増設は難しいと考えます。	土木事務所
目標 2 (安全なまちづくり)	自転車利用者への啓発活動は、22年度のように「高校生を対象にした」ものに特化し継続すべきである。交差点での交通当番をしていて、まだまだマナーアップしたとは思われません。	交通ルールやマナーを守らない自転車利用者は、高校生に限らず、幅広い年齢層で見受けられます。高校生に限定せずに自転車利用者全体の意識向上(マナーアップ)の啓発活動などに取り組んでまいります。	まちづくり推進室
目標 2 (安全なまちづくり)	犯罪が少なくなる様パトロールしてほしい。一方通行の道へ逆走する車が多くなったので侵入禁止の標識がドライバーによく見えるところへ立ててほしいという意見もありました。	安心・安全で快適なまちづくりの実現に向けて、警察のパトロールとは別に、区役所では、犯罪を未然に防止するため、市民運動期間中を中心に、防犯パトロールを実施し、啓発活動を行っております。また、地域の皆様にも自主的な防犯パトロール実施をお願いしておりますので、ご協力ください。	まちづくり推進室
目標 3 (地域福祉活動の推進)	<p>① 保健委員の任期を一年にする。 任期二年は委員になった方が、仕事の大変さから町内会長さんに「一年にしてください」と言っても「市の方から二年が任期と言われているから」と言われる。任期二年の委嘱状が足枷となっている。</p> <p>② 無駄を省き、市の借金を減らす。 保健委員手帳・プレート・バッジ、委嘱状の見直し。本当に必要なものは何か。経済は震災が追い討ちをかけているのに、何もかも前年どおりに押し通して良いのでしょうか。</p>	<p>① 保健委員制度は昭和22年6月に創設され、規則で任期を2年とし、2年ごとに全市で一斉改選をしています。ご指摘の点ですが、町内によっては1年ごとに保健委員を含め町内役員を交代させるところもあり、任期途中で委員を交代する場合も多くあります。保健所としては町内会の意思を尊重いたしますのでご理解ください。</p> <p>② ご指摘の点は所管局である健康福祉局へお伝えします。なお、手帳については毎年改定し委員全員に配布していますが、プレート・バッジについては必要な方にのみ配布していますのでご理解ください。</p>	保健所

区 分	意見内容	意見への対応	該当課
目標 3 (子育て情報の充実)	子育て情報機能の充実に関しては記載があるが、もっとも切実なる要望である保育所及び幼稚園の増設・強化がうたわれていないのはなぜか。	保育所・幼稚園の増設等につきましては、全市的な施策のなかで検討されておりますが、待機児童が発生している今日において、保育所等の増設・増強は緊急の課題と区としても理解しており、引き続き関係部局に働きかけながら改善に努めてまいりますのでご理解をお願いいたします。	民生子ども課
目標 3 (子育て情報の充実)	子育てサロンより、子どもと共に参加できる情報を公開してほしい。(託児付のイベントなど)	子育てに関する情報につきましては、「広報なごや」をはじめ、各種チラシの区役所・児童館等での配架、および子育て支援団体のネットワークである“さくらっこ”によるチラシ・ホームページ等で公開をしております。  また、名古屋市では本年5月から携帯サイト“名古屋市子育て応援サイト”を開設し情報提供の拡大を図っております。区といたしましても今回のご意見を参考に今後とも一層の情報提供に努めてまいりますのでご理解をお願いいたします。	民生子ども課
目標 4 (快適なフロア環境の整備)	(要望) 小さな部屋(30名程度入室可能)を会議に限定し貸してほしい。ただし無料かワンコインで、コミセンを借りるにも苦勞する。選択肢があるとよい。	区役所には、一般貸し出しの部屋はあいにく用意しておりませんので、ご理解願います。なお、有料にはなりますが、生涯学習センターにおいては会議室を貸出しておりますので、ご利用ください。	総務課

区 分	意見内容	意見への対応	該当課
<p>目標 4 (広報・広聴 の充実)</p>	<p>学区の主な行事・活動・会合などに担当職員が参加 学区の行事などに参加しても情報収集が可能とは 考えられない。何故なら、区政協力委員の意見を聴く ように学区運営がされていないからで、そんなパフォー マンスで職員のエネルギーを労費しないで、担当地 域を定めて、定期的に職員が個々の町内を歩いて、目 で見て、直接住民の声を聴く仕組みづくりを考えるべ きである。また、ホームページの活用も強化すべきで ある。</p>	<p>瑞穂区役所では、学区担当制を実施し、管理職員を学区へ派 遣し、市・区行政の連絡と合わせ要望等を聴く機会をつくって おります。</p> <p>瑞穂区では、地域の皆様のご意見・ご提案などを直接お聞き する機会として、区役所のほか関係公所長を集め、原則として、 各年度に2学区ずつ地域懇談会を開催しています。平成23年 度は、高田・堀田の2学区で開催を予定しております。</p> <p>また、各学区の区政協力委員の定例会などでご意見・ご提案 のあったものは承っておりますので、ご理解をお願いいたしま す。</p>	<p>総務課 まちづ くり推 進室</p>
<p>目標 4 (職員の意識 改革)</p>	<p>職員の倫理意識の向上やコンプライアンスの徹底 に努めるとあるが、公務員とは、法律や規則を運用す るのが責務であり、任用の際にはその宣誓を行ってい るはずである。いまさら区政運営方針で住民に明言し なければならないほど、職員のモラルが低下している のか。もしそうであればその原因を追究し、改善する ことが先ではないか。また、区長を始め幹部職員が率 先垂範することも必要ではないか。</p>	<p>職員は市民から信頼される職員となるよう高い倫理観を持 ち、法令を遵守し、常に公正な職務の執行にあたらなければな りません。しかしながら、本市においては、平成19年度に不 適正な経理処理が発覚しました。このようなことを踏まえ、倫 理意識の向上や法令遵守について、より常に意識していくた め、区政運営方針に掲げました。</p> <p>いただいたご意見のように、区長をはじめ幹部職員がリーダ ーシップをとり、各職場でのさらなる意識の高揚に努めてまい ります。</p>	<p>総務課</p>